

健康保険法

定時決定時における保険者算定の対象の追加（平成 23 年 4 月 1 日施行）

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、新たに保険者算定の対象となった（平 23.3.31 保発 0331 第 17 号、年発 0331 第 9 号）。なお、厚生年金保険の標準報酬についても同様である。

改正後	
1	定時決定 標準報酬月額 of 定時決定に際し、健康保険法 44 条 1 項又は厚生年金保険法 24 条 1 項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法 41 条 1 項又は厚生年金保険法 21 条 1 項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。 (1) 4、5、6 月の 3 か月間において、3 月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法 3 条 5 項ただし書及び厚生年金保険法 3 条 1 項 5 号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合 (2) 4、5、6 月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合 (3) 4、5、6 月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合 <u>(4) 当年の 4、5、6 月の 3 か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に 2 等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</u>
2	(略)

70 歳から 74 歳の被保険者等に係る一部負担金等の見直しの凍結（平成 23 年 4 月 1 日施行）

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律を除く）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く）であって、70 歳から 74 歳である者に係る一部負担金等の負担割合は、本来 2 割負担であるところ、平成 23 年 3 月 31 日まで 1 割負担とする凍結措置がとられていたが、平成 24 年 3 月 31 日までこの凍結措置を延長することとされた。なお、軽減特例措置の対象者に係る高額療養費算定基準額の凍結措置については平成 24 年 3 月 31 日まで、介護合算算定基準額については平成 24 年 7 月 31 日までそれぞれ延長されることとされた（平成 22. 12. 20 保発 1220 第 3 号他）。

出産育児一時金制度（平成 23 年 4 月 1 日施行）

出産育児一時金の支給額が、引き続き 1 児につき 39 万円（産科医療補償制度加入の医療

機関等における出産については42万円）となった。また、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が簡素化されるとともに、新たに受取代理制度が創設された。

（１）支給額（令36条）

従来、法本則の支給額は１児につき35万円、平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間の出産については特例として１児につき39万円とされていたが、法本則の支給額が1児につき39万円となった。また、産科医療補償制度に加入している医療機関等において出産したときは、引き続き３万円を超えない範囲内で保険者が定める額（３万円）が加算される。

改正後	
産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産	１児につき42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産	１児につき39万円

（２）直接支払制度（平23. 1. 31保発0131第2号他）

出産育児一時金の請求と受け取りを、被保険者等に代わって医療機関等が行う「直接支払制度」について、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』が平成23年1月31日に制定されるとともに、直接支払制度の手続の簡素化が行われた。

【「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱 趣旨】

出産育児一時金等の医療機関等（病院、診療所又は助産所をいう）への直接支払制度は、被保険者等が医療機関等との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うことにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

（３）受取代理制度（平23. 1. 31保発0131第2号他）

直接支払制度の導入が困難な小規模施設等において、受取代理の仕組みが制度化され、被保険者等が出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することによって、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される「受取代理制度」が創設された。なお、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』が平成23年1月31日に制定されている。

【「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱 趣旨】

出産育児一時金等の受取代理制度は、被保険者等が医療機関等を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者等又はその被扶養者（国民健康保険

の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む）に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等があらかじめまとめた現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

また、受取代理制度は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、被保険者等の経済的負担の軽減を図ることができるよう、これを制度化するものである。

※直接支払制度、受取代理制度は、ともに窓口での被保険者の負担を軽減するための制度である。

協会けんぽの保険料率の改定（平成 22 年 3 月分（一部 4 月分）から適用）

協会けんぽの保険料率が、平成 22 年 3 月分（任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は 4 月分）から、大幅に引き上げられた。

	平成 22 年度	平成 23 年度
一般保険料率	平均保険料率：9.34%	<u>平均保険料率：9.50%</u>
介護保険料率	1.50%	<u>1.51%</u>